



「平成」の時代を想う

元号「平成」の時代が終わる。年数で倍の時代だった「昭和」が終わり、当時の官房長官が会見で掲げた「平成」から三〇年。厳密に言えば若干ずれるかもしれないが、ゆとり教育（二〇〇二年実施の学習指導要領）を受けた世代（一九八七年四月二日生まれ以降）、いわゆる「ゆとり世代」とも平成の時代は重なる。「ゆとり」＝「平成」も三〇年経てば、平成生まれが三、〇〇〇万人を突破し日本の総人口に占める割合も二五％近くまで高まるなど、ゆとり世代のウエートは高い。

これまで昭和生まれの人間が、「ゆとり世代は」と少し特別な目で見られることもあった「平成生まれ」だが、今後は、社会・企業のなかの位置づけも若手から中堅となり、あらゆる組織でけん引する役割を担っていくことになる。教育は、「ゆとり」だった平成時代、建設産業にとってはどのような時代だったのだろうか。

一九八九年一月八日、新元号「平成」がスタ

益率まで回復したのは、二〇一五（平成二十七）年度の三・九％。ただしこの年の建設投資額は、五一兆円。ピーク時と比較して三九％も市場規模が縮小したなかで、利益率を改善した。過去、「薄利多売」「利益なき繁忙」に陥らざるを得なかった建設産業も、規制緩和やコンプライアンス（法令順守）、安全と品質確保、人口減少、多発する自然災害と大規模災害など、バブル時とは違う環境のなかで、価格構成力を取り戻したことが収益改善につながった。つまり、この三〇年間で市場規模に連動しなくても、収益改善ができる環境が生まれたことが平成時代の一つの特徴と言える。

平成時代の二つ目の特徴、カギとして、劇的に変化した「制度」がある。最大の変化は、一九四（平成六）年の一般競争入札本格導入だ。一九〇〇（明治三十三）年以来一〇〇年近く公共調達の基本となっていた「指名競争入札」から「一般競争入札」に変わることは、発注者が指名競争で指名する場合に必要だった、受注企業側の技術者能力含めた企業評価とそのノウハウの放棄を意味した。これがその後指摘される、発注者と受注者の現場力低下の一因ともなった。またバブル崩壊は建設産業界にとって様々な影響を与えた。民間工事は、ピーク時からわずか二年で投資額が七兆円も縮小したほか、独禁法違反や汚職事件などにも直面。国外に目を向

ートしたこの年は、消費税（三％）が導入された年でもあった。国際情勢は、東欧圏（当時）の民主化運動が最高潮に達し、ベルリンの壁が崩れた年でもあった。一方、日本国内は十二月に、日経平均株価が三万八、九一五円の最高値を記録。当時はその四年前の一九八五年の「プラザ合意」以降に加熱した国内景気、いわゆる「バブル景気」まっただ中にいた。

建設産業界も、建設省（現・国土交通省）が前年一九八八年度の大手五〇社建設工事受注総額が前年度比二・三％増の一七兆九、六〇〇億円ですべて最高と発表。平成元年の一九八九年年度の建設投資額も七三兆円を記録。景気動向で遅効性がある建設投資額はその後増加を続け、ピークの一九九二（平成四）年度には八四兆円まで達した。

第一・第二のカギ「市場・利益」と「制度」

バブル景気を背景に平成元年から四年で建設けると、米国とは日本国内建設市場の開放を巡る日米摩擦、一九九五（平成七）年一月にはWTO（世界貿易機関）発足を控えるなど、国内外で不安の種が拡大していた。

この産業の不安払拭に應えるために建設省が打ち出したのが、一九四八（昭和二十三）年発足から省庁再編で発足した国土交通省までの七〇年間で唯一「大綱」を銘打った政策、「建設産業政策大綱1995」だった。「エンドユーザーにトータルコストで」「良いものを安く提供」が有名なフレーズだったが、政策大綱作成の背景の一つである一般競争入札本格導入は、当時の建設省にとっても大きな転機も意味した。発注者の指名権放棄に伴う、それまでの「事前規制」から問題が起きた場合に対応する「事後規制」への転換だ。

行政に政策大綱をつくらせた時代背景は、小選挙区導入によって、建設業やインフラ整備に向けた理解促進活動を難しくさせ、自民党内でも派閥の影響力低下も招くことになった。しかしバブル崩壊から日米建設摩擦、一般競争入札導入など大きな転機から一〇年を待たず、更に別の転機が訪れることになる。

第三のカギは「組織」

一九九七（平成九）年、政府は公共工事コスト削減の議論を開始する。二〇〇一（平成十三）

市場もピークを迎えた。建設投資額が八四兆円に達したこの年、建設業の売上高営業利益率は財務省法人企業統計によれば、三・八％。リーマンショックの影響によって、一九七八（昭和五十三）年以降四〇年間で四二兆円と最低額だった二〇一〇（平成二十二）年度の建設業営業利益率は、一・四％にとどまった。この年度は規模別で見ても、大手建設業が属する「資本金一〇億円以上」企業でさえ営業利益率が三・二％だったほか、「資本金一、〇〇〇万円未満」企業に至っては赤字、「同五、〇〇〇万円未満」企業も一％だった。ピークから建設市場規模は右肩下りの減少傾向に歯止めがかからないなかで、利益率も連動して低下していった。

しかし、安倍政権発足とアベノミクス経済政策で、建設産業を取り巻く環境の風向きは大きく変わった。法人企業統計で比較すると、建設投資額が八四兆円とピークだった一九九二（平成四）年度の営業利益率三・八％とほぼ同じ利年に誕生した小泉政権は、公共事業の費用対効果への疑義や公共事業悪玉論を背景にするかのように、政府建設投資を毎年二兆円ずつ削減した。また中央省庁再編がスタートした二〇〇一年以降、小泉政権は、聖域なき構造改革を掲げ、「道路関係四公団民営化」や「郵政民営化」も進める。

更にこうした動きに連動する形で、罰則強化にアメとムチを用意した独占禁止法改正と、公共工物品質確保促進法（品確法）が成立を競い合うように同時進行で進んだ。また改正独禁法施行に合わせる形で、日本土木工業協会（当時以下、土工協）は二〇〇六（平成十八）年四月、「脱談合宣言」とその実現に必要な制度改革提言を打ち出した。

しかし、毎年削減される公共事業と熾烈な価格競争は、地方建設業を疲弊させ、土工協の脱談合宣言は大規模工事での価格競争激化に発展。事態を重く見た国土交通省は、建設産業の現状を「過剰供給構造」とし「再編・淘汰は不可避」とした「建設産業政策2007」を二〇〇七（平成十九）年に打ち出した。

大規模災害、担い手確保問題、生産性向上などの後の動きも含め、建設産業にとって平成の時代とは、「ゆとり」を感じることもなく、市場動向、制度、組織の変化に翻弄され続けた三〇年だったのかもしれない。